

講演概要

「司法書士」は生き残れるか、生き残るべきか

「司法書士」という存在は何者であろうか。2010年、はじめての司法書士白書の作成中、そういう議論があった。かつて司法書士法（1950）第1条は「この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保全に寄与することを目的とする」としていたが、ここには「司法書士」の「想い」は少しも感じられない。そこで、司法書士界は使命規定の設定を志向し、現行法第1条は「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする」として、「想い」を明記することになった。しかし、多くの司法書士個人にとってはどうでもいいことであろう。

制度論、といわれる問題がある。司法書士のみならず、各種士業団体の本会や青年会の執行部あるいは該当委員会以外ではその存在意義すら認識されていないと思われる。日常業務上意識する問題ではないし、個人レベルで議論しても何ら影響を及ぼし得るものではないからだ。「平時」にはその構成員は自らの存在を構成する要素についてあまり吟味しない。しかし「有事」になれば別である。とはいえ、「有事」には「有事」なりのスキームで議論が進み「平時」のようにはいかないのが常である。この「有事」における議論は当然「平時」における駆け引きの影響を強く受ける。現在司法書士制度が「有事」にあるかどうかは別として、制度論の価値を多角的に検討・共有することが本講演の第一の目的である。

ところで上記の見立ては平たくいえば司法書士制度を死守し、資格者の業務と生活を維持するためのいわば「守り」の制度論である。これに対して、「攻め」の制度論がありうる。ここには狭義・広義2つがあろう。前者には、士業問題に的確に対応しつつ、簡裁代理権獲得のようにパイの拡大をはかるといった方向性が含まれる。しかしこれは「守り」の制度論と大差ないともいえるかもしれない。他方後者はパラダイム転換をはかろうとするもので、現状の国家資格「司法書士」にすら拘泥しない。たとえば始めての本格的な制作となった司法書士白書2011年版（製作は2009年版からだが、これは試作であった。2010年版は作成年度の関係で存在しない）の特集は「法教育」に設定したが、制作過程では強い反対があった。司法書士なのだから「登記」を前面に掲げたい、という意向のためである。変化を阻む壁は常に界内に存在する。こうした壁を意識し、特定し、いかに克服するか。「攻め」の制度論についてどう考え行動するか、が本講演の第二の目的である。

なお、拙著「隣接」の解体と再生（法社会学76号所収）を事前にご覧いただくと趣意がつかめられると思われるので、下記に掲示しておく。

[\(https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsl/2012/76/2012_219/_article/-char/ja/\)](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsl/2012/76/2012_219/_article/-char/ja/)